

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

各務原市長

市町村名 (市町村コード)	各務原市 (212130)
地域名 (地域内農業集落名)	那加地区 (【洞ブロック】北洞、前野町、野畑、【四ヶブロック】桐野町、西市場町、岩地町、山後町、【長新ブロック】長塚町、新田、新加納町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上の農業者の耕作面積の67.8%について、後継者が未定、又は不明であり、後継者不足がうかがえる。一方で中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ないため、担い手が耕作を引き受けやすい環境の整備や新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用について、中心経営体である地域の認定農業者に集約を促すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れも促進することにより対応していく。
 水稻を主要作目として取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の区域内にある農地で、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の認定農業者に集約を促すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れも促進することにより対応していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>担い手の経営意向を考慮しながら、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。 ・【長新ブロック】農地中間管理機構を活用しながら中心経営体への集約を進める。集約にあたっては、JAとも連携し、ブロックローテーションの実施状況や水利用の状況に配慮する。また、農地の受け手と出し手をマッチングするための農地中間管理事業の制度内容について、一層の理解醸成を図る。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>将来の担い手の負担軽減を目的に、農地の集積・集約化を図るため、地域の合意形成を前提として、農業基盤整備を検討していく。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>市・農業委員会・JAと連携し、地域内外からの多様な経営体の情報を共有し、経営体の確保育成に取り組む。 ・【四ヶブロック】【長新ブロック】法人の中心経営体受入れを促進することにより対応していく。 ・【洞ブロック】【長新ブロック】ぎふアグリチャレンジ支援センターを活用するなど、個人の担い手の法人化を促進する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農作業委託の希望に応じられるよう、農業支援サービス事業者等の情報については、地域で積極的に共有する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②地域の史実を生かした特別栽培米の生産に取り組む。
- ③生産性の向上や省力化のため、国・県の補助金を積極的に活用しながら推進する。